

市ホームページに広告を載せませんか

市では、市ホームページ(トップページ)を広告媒体として活用することにより、財源を確保し、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、バナー広告を募集しています。バナー広告とは、市ホームページ内に表示される有料広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものです。

ホームページを開設している企業、事業所、自営業を営む皆さん、月平均18万件のアクセスがある市ホームページに広告を掲載し、会社のPRやイメージアップを図ってみませんか。

広告掲載の申し込みは、電子申請でも受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ▶掲載位置 市ホームページのトップページ下段
- ▶掲載期間 1カ月単位
- ▶広告料 1枠当たり1カ月10,000円
※掲載期間が6カ月から11カ月までの場合は5,000円を、12カ月の場合は10,000円を減額。

- ▶申し込み・問い合わせ 広報広聴課(内線318)



「市報ぎょうだ」をスマホやタブレット端末などで

市では、「市報ぎょうだ」をスマートフォンやタブレット端末などで、いつでもどこでも読むことができるよう行政情報アプリ「マチイロ」とウェブサイト「マイ広報紙」で配信しています。ぜひ、ご活用ください。なお、ダウンロードや閲覧は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- ▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)



マチイロ



マイ広報紙

納期のお知らせ(3月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
国民健康保険税・・・9期
後期高齢者医療保険料・・・9期
介護保険料・・・9期

納期限 3月31日(木)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

- ▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

各種相談 (3月15日～4月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	3月22日(火)	※予約は3月1日(火)から 午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		4月14日(木)	※予約は3月15日(火)から 午後1時30分～4時	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	コミュニティ センターみずしろ 102会議室	4月10日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター☎090- 2416-9692
不動産	市役所	3月16日(水)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅 地建物取引業協会北埼 支部☎562-9500
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月13日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相 談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月15日(火)、4月12日(火)	午後5時15分～7時	水道課☎553-0131

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認や点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度とは、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながることが期待されます。

なお、登録有効期限はありませんが、住所・氏名・本籍などに変更があったときには14日以内に変更届出書を提出してください。提出がない場合には登録廃止となります。

- ▶対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方
- ▶登録方法 本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、市民課で申請してください。
- ▶通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別
- ▶注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求理由や請求先によっては、通知しない場合があります。
- ▶問い合わせ 同課市民担当(内線249)

春の火災予防運動を実施します

3月1日(火)～7日(月)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

2021年度全国統一防火標語
「おうち時間 家族で点検 火の始末」

住宅防火 いのちを守る10のポイント

【4つの習慣・6つの対策】

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない場合は、必ず設置してください。

- ▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

▼問い合わせ 環境課☎556-9530

さしあげます

▷ハムスターケージ ▷機織り機 ▷家庭用電気湯沸かし器 ▷チャイルドシート ▷電気煮込み鍋 ▷調理用ミキサー ▷電話機

ゆずってください

▷液晶テレビ ▷電気ストーブ ▷紙パック式掃除機 ▷ノートパソコン ▷電子レンジ ▷通学用自転車 ▷刈り込みばさみ ▷高枝切りばさみ ▷キャリーバッグ ▷着付用練習ボディ ▷オープンレンジ ▷工業用ミシン ▷炊飯器 ▷ヒップシート

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)